

## 「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(熊本県指定 第4372600892号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。



## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 山紫会  
(2) 法人所在地 熊本県合志市御代志722-1  
(3) 電話番号 096-242-0138  
(4) 代表者氏名 理事長 水上 次雄  
(5) 設立年月 昭和44年9月30日

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の種類

指定短期入所生活介護事業所・平成12年3月31日指定  
熊本県4372600892号

※ 当事業所は特別養護老人ホーム 菊香園に併設されています。

### (2) 事業所の目的

介護保険法に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

### (3) 事業所の名称 菊香園ショートステイ

### (4) 事業所の所在地 熊本県合志市御代志718-4

### (5) 電話番号 096-242-0138

### (6) 事業所長（管理者）氏名 吉田 明雄

### (7) 当事業所の運営方針

介護保険制度の基本理念である自立支援並びに自己選択・契約を踏まえ、地域社会資源としての役割を念頭に置き、利用者の人権と安全・自由を最大に尊重し、より家族的な運営を行い保健・医療と密接な連携を目標として運営努力する。

### (8) 開設年月 平成12年4月1日

### (9) 営業日及び営業時間 年中無休

### (10) 利用定員 10人

### (11) 通常の事業実施地域 合志市、菊池市 熊本市北区

### (12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	3室	
従来型個室	4室	
共同生活室	2室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒
浴室	2室	リフト浴・個浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※ 上記一覧は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

※ 居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や代理人等と協議のうえ決定するものとします。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

**【主な職員の配置状況】** ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1 名（兼務）	1 名
2. 介護職員	3 名以上（常勤換算）	3 名
3. 生活相談員	1 名以上（兼務）	1 名
4. 看護職員	1 名	1 名
5. 機能訓練指導員	1 名（兼務）	1 名
6. 医師	1 名	必要数

**【主な職種の勤務体制】**

職 種	勤 務 体 制	
1. 介護職員	早 番	7：00 ～ 16：00
		7：30 ～ 16：30
	日 勤	8：00 ～ 17：00
		8：30 ～ 17：30
		9：00 ～ 18：30
	遅 番	9：30 ～ 18：30
		10：00 ～ 19：00
10：30 ～ 19：30		
11：00 ～ 20：00		
夜 勤	12：00 ～ 21：00	
	17：00 ～ 7：00	

2. 看護師	早 番	7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 7 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
	日 勤	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	遅 番	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0
3. 機能訓練指導員	日 勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
4. 管理医師	火	1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

##### ① 入 浴

入浴又は清拭を週2回行います。

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

(ハーバード浴・リフト浴・普通浴)

##### ② 排 泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

利用者の状態に応じた提供及び介助を行います。

##### ③ 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ④ その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

##### ⑤ 送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

〈加算対象となるサービス〉

① 機能訓練体制加算

機能訓練指導員により利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止する為の訓練を行います。

② サービス提供体制加算

介護福祉士を常勤換算にて一定割合以上配置致します。

③ 看護体制加算 III1・IV1

常勤の看護師を1名以上配置するとともに、看護職員を常勤換算方法で入所者が25名または、その端数を増すごとに1名以上配置いたします。

④ 看取り連携体制加算

看取り期の利用者に対して、病院・看護・介護との連携を図り、対応指針を定め利用者及び代理人の同意を得ながら看取りを行います。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

別表1の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

〈その他のサービス加算〉

**送迎サービス 片道184円**

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事サービス

当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 : 8:00～ 昼食 : 12:00～ 夕食 : 17:30～

料金は、食材料費及び調理に係る費用を基本としています。（別表1）

② 滞在費

滞在費は、滞在に要する費用です。

料金は、光熱水費に係る費用を基本としています。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日までに、以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ア 金融機関口座からの自動引き落とし  
ご利用できる金融機関 : 郵便局、銀行、JA、その他
- イ 窓口払い
- ウ 下記指定口座への振込み(振込み手数料はご負担願います。)

肥後銀行 堀川支店 普通銀行 3 6 5 1 4 6  
社会福祉法人 山紫会  
特別養護老人ホーム 菊香園  
理事長 水上 次雄

#### (4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止することができます。この場合には、サービスの実施日前日までにケアマネジャーに申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、ケアマネジャーが他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に行われたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 5. 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとします。
- (2) 利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに講じるものとします。

## 6. 第三者評価の実施状況

無し

## 7. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

### (1) 苦情解決責任者

施設長 吉田 明雄

### (2) 苦情受付窓口

副施設長兼生活部長 原本 和江 ・ 課長 南 孝  
課長 古市 博一

### (3) 受付時間

毎週月曜日～金曜日(祝祭日除く)午前9時～午後5時

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(菊香園連絡先) 〒861-1104

熊本県合志市御代志718-4

TEL : 096-242-0138 FAX : 096-242-0966

(4) 第三者委員

甲 斐 さ よ 子 TEL 0968-24-2244  
村 上 誠 子 TEL 0968-38-2530

(5) 行政機関その他苦情受付機関

合志市役所 高齢者支援課	所在地 合志市竹迫2140 電話番号 096-248-1102
国民健康保険団体連合会	所在地 熊本市健軍1丁目18-7 電話番号 096-365-0329
熊本県運営適正化委員会 (熊本県社会福祉協議会)	所在地 熊本市南千反畑町3-7 電話番号 096-324-5471

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 氏名 印

代理人 住所 氏名 印

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・スレート葺平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 3,056.32 m<sup>2</sup>
- (3) 事業所の周辺環境 騒音無し、日当たり良好

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名（兼務）の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名（兼務）の機能訓練指導員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の嘱託医師が週1回おられます。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

①当事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）に短期入所生活介護計画の原案作成やそのための必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。

④短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

要支援、要介護と認定された場

- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

自立と認定された場合

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

#### 4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は代理人等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際は、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

#### 5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 持ち込みの制限  
利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。  
貴金属類、必要以上の現金、食品類  
(尚、持ち込まれた物が紛失しても、責任を負いかねます。)
- (2) 施設・設備の使用上の注意  
○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。  
○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。  
○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。  
○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- (3) 喫煙  
事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、下記のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第6条参照）

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご契約者からの契約解除の申し出について

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解除することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の1日前までにご連絡下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### （2）事業者からの契約解除の申し出について

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助について

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。